

一般社団法人 岡山県老人保健施設協会

認知症介護実践研修事業 実施要綱

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、質の高い介護が提供できる専門職として、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

一般社団法人 岡山県老人保健施設協会（以下「岡山老健協」という。）

3 関係機関との連携

本事業の実施にあたっては、行政機関、医療機関、介護保険施設・事業者等、その他関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

① 研修対象者

岡山県内にある介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、岡山老健協が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得するための研修を実施する。

③ 実習施設

介護保険施設・事業者等が有する施設であって、岡山老健協が適切に研修を行うことができるものと認められるもの。

④ 受講の手続き等

ア 所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて岡山老健協に申し出るものとする。

イ 岡山老健協会長は、受講の申し込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 岡山老健協会長は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 岡山老健協会長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

⑥ 実施上の留意事項

ア 岡山老健協は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力のもとに研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受入れ準備等施設について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。